

熊本都市計画地区計画の決定(嘉島町決定)

上島北鶴・鯉太郎丸地区計画を次のように決定する。

名 称		上島北鶴・鯉太郎丸地区計画			
位 置		嘉島町大字上島字北鶴、同大字鯉字太郎丸の各一部			
面 積		約3.9ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、町の中心部に位置し、御船ICから約4.0km、北側に都市計画道路上仲間早田線に接し、国道445号(浜線バイパス)まで約300mと交通利便性の優れた地区である。この立地条件を活かし、良好な産業地として計画的に誘導を行い、地域産業の拠点として機能的で活力ある産業空間を創造する。		
	土地利用の方針		本地区は主として公害の発生のおそれが少なく、周辺の田園環境・自然環境と調和するよう安全で魅力的な地域産業拠点の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針		地区の北側にある既存都市計画道路に接続する形で南に向かって幅員10mの道路を配置する。地区外周部には広範囲に緑地を配置し、周辺住宅地及び農用地との緩衝緑地として整備を図る。		
	建築物等の整備の方針		良好な産業空間を創出するため、建築物等の用途の制限、建ぺい率、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度並びに美観上等からの配慮により、垣又は柵の構造の制限を行う。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	道 路	幅員 10m(地区北側から南北方向) 延長約240m ※避難路兼用	
		公園・緑地	緑地	開発面積の10%以上 (嘉島町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例による)	
		雨水貯留浸透施設	調整池	面積 約2,470㎡ 1箇所	
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	上島北鶴・鯉太郎丸地区計画	
			地区の面積	約3.9ha	
		建築物等の用途の制限		製造業、流通業務、総合リース業の用に供する施設(建築基準法第48条(別表第2)に基づく準工業地域に建築してはならない建築物を除く。)	
		建築物の容積率の最高限度		200%以下	
		建築物の建ぺい率の最高限度		60%以下	
		建築物の敷地面積の最低限度		500㎡以上	
		壁面の位置の制限		道路境界及び敷地境界から2m以上後退すること。	
		建築物等の高さの最高限度		地域の個性、特性を尊重し、周辺環境及び景観に配慮した施設の機能上必要な高さとする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限		周辺地域の環境・景観に調和したものとする。	
		垣又は柵の構造の制限		周辺地域の環境・景観に調和したものとする。	
備考		可能な限り、雨水を地下浸透させるための施設(浸透ます等)を適切な方法で設置すること。企業が立地する際は、予め地下水使用計画、雨水の地下浸透計画を町に提出し、公表する。			